

公共事業を進めるためには、事業に必要となる用地を計画的に確保することが必要となります。
皆さまの土地をお譲りいただくまでの主な流れは、以下のようになっています。

〈公共用地の主な流れ〉



公共事業のために皆さまの大切な財産をお譲りいただくことから、正確な調査を実施し、適正な補償を行います。

調査

土地の調査（測量）

お譲りいただく土地の境界及び現況地目等について、現地調査を行います。境界については、所有者の方や隣接者の方に立ち会っていただき確定します。

建物等の調査（物件調査）

権利者ごとに移転していただく建物や堀・門などの工作物、立竹木等の調査を行います。

その他の調査

建物が居住又は店舗等に利用されている場合は、居住者、動産（引越し荷物）、営業等についての調査を行います。

補償

土地の補償

土地の価格については、周辺の土地の取引価格や地価公示価格、基準地価格、不動産鑑定評価額等に基づき、適正に算定します。

地上権や永小作権等の補償

消滅させる権利（地上権・永小作権・賃借権）に対しては、正常な取引価格をもって補償します。

建物の補償

土地に建物がある場合は、その土地と建物の関係、利用状況、種類、構造などから移転工法（再築、改造工法など）を決定し移転に必要な費用を補償します。

工作物の補償

看板や門、塀などの工作物のうち、移転できるものについては、その移転費用を、移転できない場合は、同程度のものをつくるのに要する費用を補償します。

立竹木の補償

移植できるもの（庭木・株物類）については移植補償を、それ以外（用材木等）については、伐採補償を行います。

建物移転に伴う経費の補償（移転雑費・動産移転）

建物を移転するのに必要となる経費を補償します。移転先を探すための費用や引越し費用、法令上の手続きに要する費用なども含まれます。

その他の補償

（営業補償・借家人・借間人補償等）

店舗や工場が移転する場合、移転のために一時休業することにより生ずる損失を補償します。収益の減少分や従業員の休業手当などが含まれます。借家・借間されている方で現在借りている建物等が移転し、賃借りを継続することが困難となると認められる場合は、新たに同程度の借家・借間をするのに通常要する費用を補償します。